

日高市週休2日制モデル工事試行要領

令和6年9月27日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業界における働き方改革を推進し、将来にわたる建設工事の担い手の確保及び育成をするための取組として、本市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）において「週休2日制モデル工事」（以下「モデル工事」という。）を試行的に発注するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「週休2日」とは、建設工事において対象期間に4週8休（8日／28日（28.5%））以上の現場閉所（現場休息を含む。以下同じ。）を行うことをいう。

2 この要領において「現場閉所」とは、建設工事において、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通じて現場が閉所され、現場作業が行われていない状態をいう。

3 この要領において「現場休息」とは、建設工事において、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通じて現場作業が行われていない状態をいう。

(対象期間)

第3条 前条第1項の対象期間（以下「対象期間」という。）は、契約工期のうち、現場施工に着手する日から現場施工を完了する日まで（最終週が7日に満たないときは、その期間を除く。）とする。

2 年末年始、夏季休暇、工場製作のみの期間、工事一時中止期間及び発注者があらかじめ定める期間は、対象期間に含めるものとする。

(休日)

第4条 現場閉所の日（以下「休日」という。）は、原則として、日曜日及び土曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日又は祝日を休日とすることができる。

2 前条第2項に規定する期間にあっては、当該期間のうち、原則として、日曜日及び土曜日のみを休日として取り扱うものとする。

3 降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所は、休日に含めることができるものとする。

4 地元対応等でやむを得ず本来の休日に作業が生じる場合には、原則として作業

日前後の7日以内に振替の休日を設けるものとする。

(対象工事)

第5条 モデル工事は、工事の種類、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事は、モデル工事の対象から除く。

- (1) 竣工時期や現場条件に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事
- (3) 工場製作が主となる工事
- (4) 単価契約方式による工事
- (5) その他週休2日の実施が困難と見込まれる工事

(発注方式等)

第6条 モデル工事の発注方式は、次に掲げるいずれかの方式によるものとする。

- (1) 発注者指定型 発注者があらかじめ週休2日に取り組むことを指定して発注する方式
- (2) 受注者希望型 モデル工事の受注者が希望により当該工事について週休2日に取り組むことができる方式

2 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、発注工事がモデル工事であること及びその発注方式を入札公告等に明示するものとする。

(工期)

第7条 発注者は、モデル工事の契約工期を設定するに当たっては、次に掲げる期間又は日数に加え、週休2日の実施に係る受注者の事務処理期間として14日間を契約工期に加算して設定するものとする。

- (1) 通常算入する準備期間
- (2) 施工に必要な日数
- (3) 不稼働日
- (4) 後片付けの期間

(経費補正)

第8条 発注者指定型のモデル工事においては、別表に掲げる経費に4週8休以上の欄に掲げる補正計数を乗じて得た額を基準に当初の予定価格を算定するものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、その実績に応じて別表に掲げる経費にそれぞれの補正係数(4週6休未満のときは1)を乗じて得た額とする契約変更を行う。

2 受注者希望型モデル工事においては、当初の予定価格の経費補正は行わず、施

工完了後に現場閉所の達成状況を確認し、その実績に応じて別表に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じて得た額とする契約変更を行う。

（実施方法）

第9条 発注者は、モデル工事を発注するときは、入札公告及び特記仕様書にモデル工事である旨を明示する。この場合の明示方法は、次に定める例による。

（1）入札公告 別図第1

（2）特記仕様書 別図第2

2 受注者希望型モデル工事を実施するときは、受注者は、契約後速やかに週休2日の実施の意向について、発注者と協議を行い、週休2日制モデル工事実施（変更）届を提出する。

3 モデル工事の実施は、次のとおりとする。

（1）現場施工着手前

ア 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

イ 受注者は、現場施工着手日から起算して対象期間28日分の休日取得計画書を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

ウ 受注者は、モデル工事である旨を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は、次の図の例を基本とし、大きさは、A3サイズ以上とする。

週休2日制モデル工事 この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、 週休2日の確保に取り組むモデル工事です。 工事名 ○○○○工事 発注者 日高市 受注者 株式会社○○○○

（2）現場施工期間中

ア 受注者は、対象期間28日分の休日取得計画書を当該休日取得計画書の初日となる日の7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

イ 前号ア又はイの規定により提出した休日取得計画書の計画期間終了後7日以内に、休日取得実績書を提出するとともに、現場閉所の状況を確認できる資料（作業日報等をいう。）を提示し、休日の取得実績について発注者の確

認を受ける。

ウ 天候の影響又は地元対応等により、休日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けるものとする。ただし、天候の急変、緊急工事等急を要するときは、事後報告とすることができる。

エ 発注者は、休日に作業が生じるような指示を行わないよう留意するとともに、受注者からの協議等には速やかに対応する。

オ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

カ 発注者は、一つの工事現場において全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

キ 現場施工着手後、やむを得ずモデル工事の取組ができなくなったときは、発注者と協議の上、週休2日制モデル工事実施（変更）届を提出し、モデル工事の対象外とすることができる。

(3) 現場施工完了後

ア 受注者は、現場施工完了後速やかに最終の休日取得実績書及び休日取得実績書【集計表】を提出するとともに、現場閉所を確認できる資料（作業日報等をいう。）を提示し、休日の取得実績について発注者の承認を受ける。

イ 発注者は、現場閉所の達成状況に応じて、前条に定める経費補正について必要となる契約変更を行う。

(適正な工期の確保)

第10条 発注者は、公共建設工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全工期のしわ寄せがないよう工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定し、併せて、不履行時の工期末における変更手続に要する期間を考慮するものとする。

2 週休2日の確保を理由とした工期の延長はできないものとする。ただし、その理由が受注者の責によらないときは、発注者と受注者が協議の上、適正な範囲内で工期の変更を行うことができる。

(工事成績評価における評価)

第11条 発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、工事成績評価の評価項目「創意工夫」において加点評価を行う。ただし、未達による減点評価は行わない。

2 加点評価の点数は、次の表のとおりとする。

達成状況	発注者指定型	受注者希望型
------	--------	--------

4 週 8 休以上	2 点	2 点
4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	－	1 点
4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	－	0.5 点

（アンケート調査）

第12条 受注者は、発注者からの依頼に応じ、モデル工事に係るアンケート調査に協力するものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

現場閉所状況 (達成率)	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0%以上 28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4%以上 25.0%未満)
労務費※	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

※ 労務費分が明らかになっていない市場単価等については、補正の対象から除く。

別図第1（第9条関係）

入札公告

Ⅰ 入札対象工事 その他 本工事は、日高市建設工事における週休2日制モデル工事（〇〇〇〇〇型）の試行対象工事である。
--

※ 発注方式により、「発注者指定」又は「受注者希望」を記入

別図第2（第9条関係）

日高市週休2日制モデル工事特記仕様書

Ⅰ 週休2日制モデル工事 (Ⅰ) 本工事は、日高市週休2日制モデル工事（〇〇〇〇〇型）の試行対象工事である。試行の実施については、日高市週休2日制モデル工事試行要領によるものとする。試行要領は、日高市ホームページで確認のこと。

※ 発注方式により、「発注者指定」又は「受注者希望」を記入